

令和元年度第2回財政健全経営計画検討会議経過要録

室長	課長	主査	担当	担当			日時	令和2年1月30日(木) 午前9時30分～11時55分
/	/	/	/	/	/	/		
							場所	本庁舎 4階 庁議室
	/	/	/	/	/	/		

議題	(1) 基本方針の項目について (2) 財政運営の基本目標の検討について (3) 財務書類について (4) その他
----	--

出席者	委員
	1 平井 文三 (委員長) 2 朝日 ちさと (副委員長) 3 大野 貴志夫
	4 木村 温真 5 篠宮 松美 6 齋藤 正人
	7 小金井 勉 8 加賀田 淳子 9 野崎 林太郎
	10 富永 弥生 (欠席)
	事務局
	1 企画経営室長 (土屋) 2 行政管理課長 (久保田)

【委員長】ただ今より第2回財政健全経営計画検討会議を開催する。第1回会議では、事務局から財政健全経営計画改定までのスケジュールや東久留米市の財政状況などについて説明を行い、各委員よりいくつかの質疑をいただいたところである。本日はスケジュールに沿って、財政運営の基本目標などについて検討を行っていきたいと考えている。検討に入る前に、事務局から本日の出欠席について報告をお願いする。

【行政管理課長】本日は、富永委員より欠席するとの届け出があったが、定足数に達しているので会議は成立する。

【委員長】次に傍聴人についてであるが、第1回の会議で諮ったよう、本会議では傍聴人がいる場合には随時入室していただくこととしている。傍聴人がまだ見えていないので会議をそのまま進め、傍聴人が見え次第、随時入室していただくこととする。

【委員長】それでは本日の議題について検討に入るが、その前にまず本日の配布資料について事務局から確認と説明をお願いする。

【行政管理課長】一配布資料の確認—
また、前回会議の際に委員より東久留米市の人材育成に関する資料の要望があった。市では「職員人材育成基本方針」を策定している。職員研修や個々のスキルアップに向けた取り組みなどが記されており、委員のご要望に合う資料と考えるが、現在、改訂作業を行っているため、それが完成した段階で資料として皆様にお配りしたいと考えている。以上である。

【委員長】何か質疑等はあるか。
一質疑等なし—
それでは本日の議題について検討を行う。まず、次第の2基本方針の項目についてである。本会議は現行の「財政健全経営に関する基本方針」をベースとし、その改定を行うことが目的であるが、まずは検討すべき項目を整理し、それぞれの内容について具体的なイメージを把握することが必要と考えられる。このため、まずはこの点について検討を行う。事務局より基本方針の項目についての説明を求める。

【行政管理課長】資料2に沿って説明する。資料は基本方針の全体的な案について記載したものである。今の基本方針は平成27年に策定されており、当時と社会情勢なども変化していることから、事務局としては項目自体の構成を一部見直す必要があると考えている。資料2はそうしたことを踏まえ、現行の方針と

改定案を比較して記載したものである。

—資料2の説明—

【委員長】私から2点質問したい。「市政運営、経営の担い手としての職員育成」の(3)人材育成についてであるが、国家公務員の定年延長に関する法案が今年の通常国会で審議されることになっているが、本会議においてどのような取り扱いをするのかお聞きしたい。もう1点は、臨時・嘱託職員の取り扱いについてであるが、来年度より会計年度任用職員制度が導入され、正規職員が担う業務と会計年度任用職員が担う業務の棲み分けを今後検討していく必要がある。この点についてどのように考えているか。

【企画経営室長】1点目の定年延長についてであるが、今回お示した改定案の中で「市政運営、経営の担い手としての職員育成」(仮)職場環境の向上と人材の育成という項目で検討いただきたいと考えている。また、地方公務員法についても一部改正が見込まれることから、このような点も踏まえて議論いただきたいと考えている。また、少子高齢化による人口減少が進む中、行政職員の人数を増やしていくことは難しいと考えており、このような視点から、今後どのような職員体制を築いていくか検討したい。会計年度任用職員についてであるが、これまで臨時・嘱託職員を必要に応じて任用してきた。この点についても改めて整理し、今後どのように採用していくか検討する必要がある。なお、会計年度任用職員は、単年度の任用となり、期末手当の支給の対象となる。さらに、地方公務員法の位置づけも一部変わり、これまで担うことができなかった業務についても担えるようになり任用の幅も広がると考えられる。

【副委員長】「東久留米市の現状等」地方公会計について、既に地方公会計は導入されているが、こちらの項目では、その活用方法を検討していくということか。

【企画経営室長】当市でも地方公会計が導入された。今後、どのように活用していくか議論いただきたいと考えている。

【委員】歳出に占める人件費の割合についてであるが、理想としては、職員一人当たりの人件費は上がり、歳出に占める人件費は下がることであると思う。そのためには、一人ひとりの生産性を上げる、業務を減らす、または、市民サービス取捨選択などが必要と考えられる。

【企画経営室長】検討項目の「職場環境の向上と人材育成」のなかで議論いただきたいと考えている。しかし、業務の選択という点については、現状の業務のうち、国や東京都の制度に基づき、市が担うものの割合が大きい状況がある。事務事業評価表でいえば8割を超えており、市の単独事業は少なくなってきている。このような点も踏まえ、議論いただきたい。

【委員】26市の中で平均給与月額、低いことが見てとれるが、これを引き上げる方法もあるかと思う。その上で歳出に占める割合も減らしていく必要がある。また、市民からは反感があるかもしれないが、市民サービスの水準についても一度検討する必要がある。

【委員長】地方公務員の給与については、東京都人事委員会からの勧告に準拠していることから市の裁量は少ないと思われる。また、各市の平均給与月額の順位は職員の平均年齢等が影響していると思う。その他に国家公務員を100として地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数があるが、これは旧来の年功序列型で比較する仕組みであり、中途採用、人事評価、能力評価などが想定されていない。今後、市が目指すべき方向性としては、業務の配分や任用方法をどうしていくかであると思う。

【企画経営室長】今後、検討する項目を設けている。そこで再度議論いただきたい。

【委員長】基本方針の項目について他に質疑等あるか。

【委員】今後は、示していただいた基本方針の項目に沿って検討していくということか。

【委員長】そのとおりである。これを骨格として基本方針をとりまとめ、報告する予定である。

【委員】これを見ると検討項目が多いように伺えるが、全7回の会議ですべて議論することはできるのか。

【行政管理課長】その点についてであるが、前回会議で基本方針の項目は、現行計画から変更しないとお示しましたが、社会情勢等も変化していることから、事務局としては項目の構成を一部見直す必要があると考えている。このため、本日の会議で、基本方針の項目について了承が得られれば、今後のスケジュールを一部変更させていただきたい。現在「職員人材育成基本方針」が改訂作業中であるため、項目の順番を入れ替え、第3回に3. 市政運営の方向性(3)歳入の確保、(4)歳出の抑制、第4回に(1)将来に向けた業務執行体制等の確立、(2)職場環境の向上と人材の育成、第5回に(5)公有財産の適正な管理と友好活用、(6)公民連携の推進、第6回に4. 地域活力の向上というスケジュールで検討してまいりたい。検討の途中で順序の変更等が必要であればご意見いただきたい。

【委員長】確認すると第3回に3の(3)、(4)、第4回に3の(1)、(2)、第5回に3の(5)、(6)、第6回に4.(1)、(2)というスケジュールで検討を進めるということか。

【行政管理課長】会議の進捗次第では、前倒しで進めていただいても構わない。

【委員長】今の事務局からの提案に質疑等はあるか。

【委員】特にない。

【委員長】では、次の議題へ進みたい。次に議題の3財政運営の基本目標の検討についてである。現在の基本方針では、財政調整基金の残高確保、基礎的財政収支を通じた財政規律の保持など掲げているが、どのような点を財政運営の目標としていくか検討したい。内容について事務局より説明を求める。

【行政管理課長】—資料1の説明—

【委員長】事務局より現行の基本方針の取り組み状況について説明があったが、これについて質疑等はあるか。

【委員】2つ質問があるが、1つ目は、平成30年度の借入額が地方債償還額を上回ったと説明があったが、その要因は、普通建設事業債の増加であると思うが、それは何に使用されたのか。2つ目が、借入額が償還額を上回る状況は今後も続く見込みなのか。

【企画経営室長】普通建設事業債は、支出の効果が資本形成に資するものに発行できるものとされている。

【行政管理課長】用語解説を見ていただきたい。普通建設事業債は、道路、橋梁、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の財源に活用できるものとされている。

【委員長】普通建設事業債の発行額を上限10億円とした理由をお聞きしたい。もう1点、臨時財政対策債についてであるが、地方財政計画では、借換債のみの発行とされているが、以前に企画経営室長に伺った中では、東京の市部等では、地方交付税の代わりとして臨時財政対策債がまだ発行されているという話であったが、現在も状況は変わらないのか。順次、借換債へ置き替わるのであれば、臨時財政対策債は減っていくと思われる。

【企画経営室長】普通建設事業債の発行額の上限を10億円とした理由は、償還額と借入額のバランスを考慮し、当時の普通建設事業債の償還額が10億円程度であったという状況から設定した。臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させるものである。そして、償還額に要する費用については、後年度の地方交付税で措置されることとなっている。国は、2025年までに地方を含めたプライマリーバランスの黒字化を目指しており、昨年度に臨時財政対策債の発行を抑えるという方向性を示している。具体的には、地方自治体は、過去に借りた分の臨時財政対策債の返済を行っていくが、それに必要な返済額分に対してのみ臨時財政対策債を発行するものであり、これにより発行額を抑制する考えである。このたび、当市においても臨時財政対策債を予算計上しているが、国から示された枠の中で収めている。このため、実行プランの中で臨時財政対策債を含めたプライマリーバランスの維持と掲げているが、臨時財政対策債については、国の方で発行額のコントロールが一定程度行われていると認識している。

【委員】普通建設事業債は、国が貸主になるのか。

【企画経営室長】国である場合もあるが、国が示す限度額を超える場合は、市中銀行から借りの場合もある。

【委員】元利償還額を借り入れる限度額としているということか。

【企画経営室長】それがプライマリーバランスを維持することになるからである。

【行政管理課長】あくまでプライマリーバランスの維持というルールは、実行プランの中で当市が独自に定めているルールである。以前、当市では緊急事態宣言をした経緯もあり、借金を減らすために市が独自に設定し、取り組んできたものである。

【委員】先ほどの話からすると、例えば、今年は施設の修繕等に5億円必要であるけど、余分に10億円借りようというケースもあるのか。

【企画経営室長】現在の公共施設の現状からすると、必要な老朽化対策をするためには、10億円では足りない状況である。しかし、将来に負担を先送りすることも課題であり、上限額を設けている。

【行政管理課長】余分に借り入れが出来るような状況ではない。

【企画経営室長】資料10施設整備プログラムを見ていただきたい。市が保有する公共施設を健全な状態で使用できるようにするための保全計画である。15ページを見ていただきたい。各施設の劣化度がA～Dランクまで記載されており、Dが劣化度が激しいことを示している。下段にある合計金額は、過年度は実績額、予定部分については試算額を載せており、今後は、ここに示される金額がかかってくる見込みである。このため、10億円という上限額を設けつつ、この施設整備プログラムに記載される改修等を行っていく必要がある。

【副委員長】東久留米市に限らず、どの地方自治体においても、経常収支比率が上がることは避けられない状況である。このため、プライマリーバランスの考え方自体はもっともであると思うが、臨時財政対策

債は、後年に国から手当されることや、既に国が抑制に取り組んでいる状況からも、普通建設事業債の方が重点課題であると考えられる。その中で、資料1で「※基礎的財政収支を通じた財政規律の維持とは、単年度における地方債借入額が地方債の元金償還額を上回らないことを指します」と記載されているが、現状では上限額が10億円ではおそらく足りないだろうということだった。他の自治体を見ると昭島市などは、借入額を計画期間中の元金償還額を上限としている。過年度の単年で基準を設定するのではなく、もう少し幅を持たせた基準とする方法もあると思う。もう1つは、公共施設等総合管理計画に記載されているような施設の集約化・複合化の取り組みを進めていると思われるが、その検討の自由度はどの程度あるのか。それにより、普通建設事業債の上限額が単年で10億円が適切なかどうか、議論する上での前提が変わってくると思われる。

【企画経営室長】普通建設事業債の上限額については、実行プランに記載しているが、基本方針が定まった後、そこについては、検討することを予定している。公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、当時のシミュレーションでは、今後30年間で必要となる将来更新費用総額が624.4億円と試算している。このため、将来に向けて集約化・複合化の取り組みを市として進めていく考えである。また、施設整備プログラムは、施設保全計画に基づき、既存施設の改修計画を作成しているが、公共施設の複合化等の具体的な計画が確定した時点で、それを施設整備プログラムへ反映するようにしている。

【副委員長】了解した。普通建設事業債については、単年度の上限額設定では、窮屈になってくると思われる。

【企画経営室長】今後、大規模な複合化等が行われる場合、一定程度の資金が必要になることも想定される。このような点についても加味して、どのような財政規律が適切となるか検討していきたいと考えている。

【副委員長】了解した。

【企画経営室長】具体的な話になってくるが、資料12都市計画事業関連資料を見ていただきたい。こちらは、都市計画道路の整備方針であるが、本市では、本町、小山地域で新たに都市計画道路の整備が進められることとなっている。これに伴い用地買収等により一時的に大きな資金が必要になるが、このような事業についても普通建設事業債が使われることになる。一方で、都市計画税は、道路や下水道整備などの都市計画事業に充てるための目的税であるが、このような都市計画事業をあまり行ってこなかった時期もあり、過充当となり都市計画事業基金へ積み立てていた年もあった。しかし、事業が開始されれば資金が必要になるため、事業に大きく左右されるという特徴がある。また、都市計画税の使い道としては、過去の借り入れの返済に充てることも可能である。このような都市計画税の活用も視野に入れて、普通建設事業債の上限額については、検討していく必要がある。

【委員】確認したいが、プライマリーバランスだけ維持していくのではなく、一定の借り入れはする必要がある。ただし、枠を設ける必要があるということか。

【企画経営室長】そのとおりである。市として、負債も大きな課題となるが、一方で施設整備を行わないことも将来の負担につながる。また、都市の基盤整備も都市の活力を維持していくためには必要となり、この辺りのバランスが大切である。

【委員長】世代間の負担については、高度経済成長期は、後の世代の人口が増えることが想定されていたが、今は、人口が減少していくことが想定され、世代間の負担も考慮する必要があるため、事業展開の検討が非常に難しい。事務局から検討の視点について説明があったが、他に説明はあるか。

【企画経営室長】—資料1「4検討の視点について」の説明—

【委員】財政調整基金の取り崩しは、どのようなものに使われているか。例えば、災害発生時に使われているなど。

【企画経営室長】台風等により数千万単位で取り崩した実績はあるが、幸いなことに大規模災害などで数億円単位の取り崩しは今のところない状況である。ここで財政調整基金の運用状況の説明をさせていただく。

—参考資料 財政調整基金の残高について説明—

【委員】国からはどのような見方をされるのか。

【企画経営室長】市の貯金には、他に特定目的基金を設けているが、それは使途が決められていることから、国はあまり注目していないと思われる。一方で、財政調整基金は使途が決められておらず、残高については国も注目している。

【委員】それであれば、財政調整基金に積み立てるのではなく、他の特定目的基金へ積み立てることはできないのか。

【企画経営室長】そのようなコントロールも可能である。そのため、公共施設等整備基金の行政需要が大きいため、そちらの積み立て額を増やすなどの方法も庁内で検討している。この辺りのバランスが大きな課題である。一方で、財政調整基金は、翌年度の予算編成を組む上で、一定程度積み立てておく必要もある。

【委員長】使途が限定されないお金がないと予算は組めないということか。

【企画経営室長】そうである。参考資料では、平成30年度の当初予算で財政調整基金を1,443,393千円計上しているが、これを計上しない場合、いずれかの事業費を削る必要があることになる。例えば、公共施設等整備基金の積み立てから充当することとし、財政調整基金を減らすなどの基金間でのやり繰りは可能である。

【副委員長】基金の活用方法として、後から取り崩して分配するような事後的なマネジメントであるとコストが大きくなると思われる。予算編成上の役割もあると思うが、今の課題が公共施設の維持管理であるのであれば、事前に公共施設の防災投資などに充てることで、緊急で必要となる経費は減少し、トータルコストは少なくなると思う。このため、事前投資という考え方は必要であると思う。基金を設ける目的は、変動に対応するものであり、このような変動を抑える目的のものに投資されるような規律は一定必要であると考えている。

【企画経営室長】財政調整基金については、当該年度の予算取り崩し額に加えて、3月には翌年度の予算編成が行われるため、翌年度の取り崩し予定額も考慮する必要がある。このため、2か年分の取り崩し予定額をもとに20億円の残高を確保することとしており、40億円程度は確保する必要がある。近年、当市の財政状況はより厳しい環境になっており、決算剰余金については、毎年積み立てているが、近年は、あまり剰余が出ない状況になっている。また、参考資料で9月補正時点に、財政調整基金取り崩し予定額1,366,934千円としているが、過去9年間は取り崩しを行っていない。これは、当市の内規に基づき、決算時に財政調整基金を取り崩さなくても剰余金が5億円以上あれば取り崩さないこととしているためである。また、地方財政法により剰余金のうち1/2以上は、財政調整基金に積み立てることと定められており、これによる積み立てを行ってきた結果、目標に示す20億円の確保が達成できている状況である。今後は、この財政調整基金をどのように運用していくかが課題となっている。

【委員長】内規の5億円の剰余金というのはどういったことか。

【企画経営室長】決算時に歳入から歳出を差し引いた額が、5億円以上になった場合は、財政調整基金を取り崩さないことと内規で定めている。このため、直近9年間は、この取り崩しをしておらず、財政調整基金が積み上がってきたということである。しかし、今年度は、取り崩すこととなったため、減ってしまった。

【委員長】各委員より何か質疑等はあるか。

【委員】取り崩し額は、予算のときにどのように反映されるか。

【委員長】歳入見込みの中で、基金からの繰入金となる。

【副委員長】9月の取り崩しが行われたものは、何に使用されたのか。施設整備に関するものか。

【企画経営室長】予算上、そのような取り扱いとしている。

【委員長】次に次第の4財務書類についてである。事務局から地方公会計に基づいた平成30年度の財務書類が資料として提出されている。内容について事務局より説明する。

【企画経営室長】一資料3の説明—

【副委員長】資料3の3ページ1.重要な会計方針(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法の中で「道路及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額1円としています。」と記載している。貸借対照表を見るとときに有形固定資産を評価する際、資産の調達にかかった額に見合った額にすべきと思うが。

【行政管理課長】総務省から地方公会計についてのガイドラインが示されており、それに基づき各自治体の固定資産台帳の整備が進められた。しかし、取得原価がわからないものも多く、資産を売却することも想定しておらず、減価償却という考え方もない状況の中、進められてきた経過がある。

【委員長】これは、法定外公共物を指していると思われる。江戸時代の水路や井戸などで所有者がわからないようなものを地方公共団体が管理することとして、それに備忘価格をつけるようにしたのではないか。

【企画経営室長】趣旨としては委員長の言うとおりで。取得原価がわからないものは、再調達原価としているが、過去に買収を行ったような道路等で調達原価がわからないようなものもある。このため、一部については、この規定に基づき評価している。

【委員】了解した。

【委員長】他に質疑等はあるか。

【委員】資料3の平成30年度財務書類資料7ページの貸借対照表をみると、総資産が870億円のうち純資産が551億円あり、総資産のうち純資産の占める割合が高く、これを見ると非常に財政状況は、良い状況にあるように伺えるがそのような見方で良いか。

【企画経営室長】民間企業では、資産とは自社が所有する不動産、土地等を指すが、市が所有するものは、道路公園などが含まれており、それを多く持っているからといって財政状況が良いとは言えない。しかし、会計上、このような整理をすることとされている。この財務書類の分析については、今後、どのように活用できるか検討したいと考えている。

【委員】道路等を除けば、まだ売却できる土地等はあるように思える。

【企画経営室長】地方公会計制度の導入により、このような財務書類が整備されたところであり、どのような指標を用いて分析を行い、活用していくかは今後の課題である。

【副委員長】類似団体の財務書類との比較ができる資料を提示してほしい。

【企画経営室長】どのような比較をするべきか検討しているが、誤った分析結果とならないように慎重に行うべきと考えている。

【委員長】地方公共団体の場合、地方財政法上、原則は建設地方債しか発行できないこととなっており、それに見合い純資産ができてしまった。このような要因もあり純資産が大きく見えるのだと考えられる。財務書類については、今後も質疑等があればご意見いただきたい。最後に次第の5その他、次回の会議日程についてである。事務局より説明をお願いします。

【行政管理課長】次回の会議は、2月19日（水）の午前9時30分からの開催を予定している。委員の皆様とは事前に日程調整をさせていただいているが、都合が悪くなった場合などには事務局まで改めてご連絡をいただきたい。

次に、その次の第4回の開催であるが、4月の下旬ごろを予定している（4月20日～4月28日）。事務局から後日に日程調整をさせてもらうが、都合の悪い日がある場合には、教えていただければと思う。

【委員長】ただいま、事務局から日程の話があったが、委員におかれては宜しく願います。本日の議題についてはすべて終了した。

これをもって、令和元年度第2回東久留米市財政健全経営計画検討会議を終了する。本日は、長時間大変お疲れさまでした。

以上